

株式会社の農地取得、農協の事業に関する安倍総理の発言

○株式会社の農地取得について

株式会社の農業参入は、平成21年の農地法改正で、リース方式による農業参入は完全自由化され、法改正前の約5倍のペースで参入が進んでいます。

なお、農地が耕作放棄された場合に、リース契約であれば、契約を解除し原状回復が容易ですが、所有権取得の場合はこうしたことができないため、**所有権取得による農業参入は自由化しておりません。**

○農協の事業について

農協は、農家組合員の選択により事業範囲を決めており、多くの農協は、組合員が必要とするサービスを総合的に提供する観点から、経済事業、信用事業、共済事業を総合的に行っております。

このため、**農協が自主的に事業範囲を決める現在の仕組みを見直す必要はない**と考えておりますが、農協は、農業者の所得向上に向けて努力することが重要と考えております。